

5. 飲料水に関する Q&A

QA85 水道水の安全性は、どうなっていますか

各都道府県において水道水の放射性物質の検査が行われています。

水道水（浄水）については平成 23 年 6 月以降、水道原水については平成 23 年 5 月以降、10 ベクレル/kg を超える放射性セシウムは検出されていません。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、放射性セシウム及び放射性ヨウ素の検査を行いました。放射性ヨウ素は半減期が短く、平成 23 年 7 月 15 日以降食品からの検出報告がないことも踏まえ、平成 24 年 4 月からは放射性セシウムを対象としたモニタリングを行っています。表流水※や表流水の影響を受ける地下水を利用する場合は、1 週間に 1 回以上、また、表流水の影響を受けない地下水を利用する場合は、1 か月に 1 回以上を目途に検査しています。

十分な検出感度による水質検査によっても、3 か月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は 3 か月に 1 回に減らすことができます。

※：表流水とは、河川、湖沼の水のように地表にある水のこと。

厚生労働省は、次の地域・事業者に対しては、水道水や水道原水中の放射性セシウムの放射能のデータを収集し、十分な検出感度でのモニタリング結果を集積することを求めています。

- 福島県及びその近隣の 10 都県（宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県）
- 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の水道事業者及び水道用水供給事業者（ただし、本州から地理的に離れ、水道水源が独立している島嶼部の水道事業者等を除く）

モニタリングの結果、管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、水道水の安全・安心に万全を期すため、原因となった水道水源から他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を行います。

ペットボトル入りなどの飲料水についての放射性物質の基準値は、水道水の基準値と同じ放射性セシウム 10 ベクレル/kg と定められています。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日